

【該当部分抜粋】

防衛省訓令第41号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第25条及び第31条の規定に基づき、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年11月29日

防衛大臣 北澤 俊美

幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令の一部を改正する訓令

幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）の一部を次のように改正する。

第7条中「26歳（学校教育法による大学院において正規の薬学の課程を2年以上修め、薬学修士の学位を受けた者にあつては28歳）」を「28歳」に改め、同条第1号中「課程」の次に「（学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この訓令は、平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日から施行する。
- 2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成 1 6 年法律第 1 3 4 号）附則第 2 条又は第 3 条の規定により薬剤師国家試験を受けることができる者の薬剤科幹部候補生への任用については、この訓令による改正後の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（以下「改正後任用等訓令」という。）第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。